

## 第 3 期基本計画の体系案の策定について

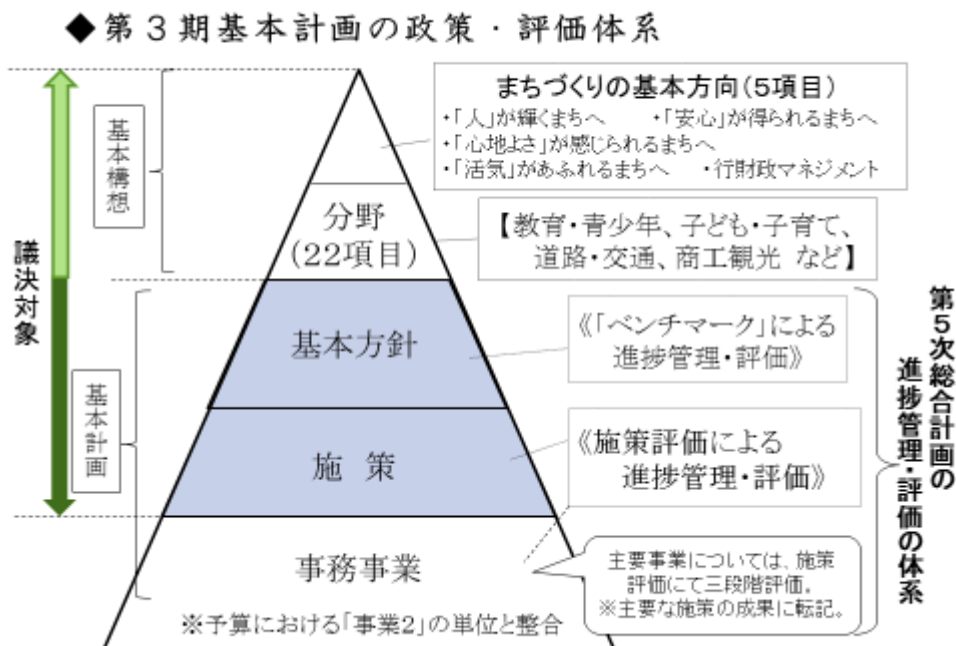
### 1 第 3 期基本計画策定の基本的な考え方

基本計画は、原則として計画期間を 4 年間として策定することとしており、基本構想に基づき、役割分担や目標値、目指すべき姿を示しています。

第 5 次総合計画からは、基本計画を 4 年間単位で 3 期に分けて策定するとしています。これは、4 年間の市長の任期があることや、計画期間での状況の変化などを反映する必要があることから、市長任期にあわせた計画期間ごとに策定するものです。

### 2 体系の再構築について

平成 25 年度から推進する第 5 次草津市総合計画は、5 層の政策体系（「まちづくりの基本方向」、「分野」、「基本方針」、「施策」、「事務事業」）により構成しており、そのうち、第 3 期基本計画での「基本方針」、「施策」について、再構築を検討します。



基本構想は、市民と行政が共有する未来を描くもの。基本計画は、構想を踏まえて期末の目標を設定し、行動（施策・事業）を配置するもの。行動の基礎単位は事務事業とする。

#### ○基本方針

…基本構想に掲げる「まちづくりの基本方向」などに基づき、本市が行っている様々な分野の施策を位置付けている施策の“領域”

#### ○施策

…各基本方針における事業について、事業の目指すところを基準に質的に分類して整理

### 3 再構築の視点について

情勢の変化を的確に反映するため、以下の点を踏まえて体系の再構築を行います。

- ① 国の制度や根拠法令、市の施策展開の変更
- ② 市民意識調査に基づく現状分析や市民ニーズ
- ③ 市長マニフェスト（ロードマップ）
- ④ 第2期基本計画の期中評価（自己評価）による環境変化や課題
- ⑤ 草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ⑥ 関連する個別計画との整合